

保護者 様

明石市立明石小学校  
校長 長井 佐智夫

## 気象警報発令時・地震発生時の措置について

暴風・大雨・洪水・大雪・地震等の気象警報発令時につきましては、下記のことをご確認の上、児童の安全確保にご協力いただきますようお願いいたします。なお、気象警報発令時の臨時休業を判断する時刻について、今年度より下記の通りに変更されましたので、ご注意願います。

### 記

#### I 「明石市」および明石市を含む地域（播磨南東部及び兵庫県全域）に暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪等の警報（波浪は除く）が発令された場合

- 1 午前7時現在、警報が発令されている場合、[臨時休業]とします。

※午前7時時点では、すぐメールは配信しません。

後刻、翌日の時間割や持ち物等を、すぐメールにてお知らせします。

- 2 児童が登校した後に警報が発令された場合、発令時刻、気象条件、通学路の状況、学校の実情等を考慮の上、[引き続き学校にとどめておくか、下校させるか]を決定します。

※なお、下校させる場合は、お迎えに来ていただくか、同じ方向に帰宅する児童を教職員が引率をする方法をとるかを、状況によって判断し、すぐメールでお知らせします。家に入れる予定で下校したものの、家が閉まっているため中に入れないということのないよう、日頃からお子様と話し合っておいてください。また、下校後に不用意な外出をしてお子様が悪事に遭うことのないよう、ご家庭においてもご指導願います。

※学校へお迎えに来ていただく際は、車は厳禁とさせていただきます。校舎南側道路の交通渋滞を招き、グリーンベルトへの駐停車のため、歩行者の安全に支障をきたします。

#### II 震度5弱以上（目安）の地震が発生した場合

- 1 子どもの安全確保を最優先にして、連絡が取れる状況であれば、学校から児童の様子やその後の動きについて、すぐメールで連絡をいたします。

- 2 津波警報が発令された場合は、錦城中学校へ避難するなど学校で安全確保をします。警報が解除されるまで学校で児童の安全を確保します。

※地震発生直後は、電話回線が不通になることが想定されます。その場合、災害情報の把握につきましては、テレビ、ラジオ、明石市の防災放送などで確認願います。